

1. はじめに

小論は旧論¹⁾の後半に引き続いて、オックスフォード大学のボドリー図書館 (Bodleian Library) の冊子体蔵書目録を扱う。やはり便宜上あたかも全体が「ボドリー図書館蔵書目録」という一著作で (もとより筆者による仮称)、数次の目録がその諸版であるかのように述べる。それらの出版年は1605、1620、1674、1738、1843 年等である。

今回は Thomas James によって著者目録への大転換が達成された 1620 年版²⁾を取り上げるのが時間的順序だが、当版に関して筆者はまだ依拠するに足る関係文献を発見できないでいる。この場合に当版そのものを隅々まで精査して、James の目録編纂の原理を帰納する方法もあるとは思うが、それは筆者にとって大変な力業を意味し、短期間では不可能である。

そこで、今回は当版を通り過ぎ、次の、かなり詳細なガイドラインを含む Thomas Hyde (1636 - 1703) 執筆の序文に始まる 1674 年版³⁾と、同年版を増補あるいは改訂したものとみなし得る⁴⁾1738 年版⁵⁾とを対象としたい。この序文は英国近世・近代の著者目録の骨格を提示した存在であり 1843 年版まで掲載され続けたから、Panizzi 等による目録規則の出現が 1841 年であることを思えば、1620 年版とこの規則との間を架橋し充足するものでもあるといえる。原文はラテン語だが比較的近年に現われた英訳があり⁶⁾、以下は専らこれに拠る。なお、Hyde は執筆当時のボドリー図書館館長 (keeper) で、元来は東洋学者である。

この序文については既に紹介や要約があるが、小論ではそれらは参照に止め、あくまで本文に即してそれを紹介することから始めたい。ただし、英訳であっても行論は筆者にとって晦渋であり、残念ながら枝葉末節まで理解できたとは言えない。またある論文に従ってガイドラインとよぶが、読者対象が利用者である点に着目すれば凡例という方が適切かも知れない。

英訳文は 10 段落から成るものの、次の 4 部から構成されていると大観できる。小論では第 8 段落までを各々まず要約し、次いでガイドライン本体については、段落 (パラグラフ、以下「P」) ごとにコメントを試みた。その際は主に Carolyn O. Frost の論文⁷⁾と、E. de Rijk の訳文の注⁸⁾を参考とした。本文からの引用対象は主として 1674 年版とし、必要に応じて 1738 年版から補った。

- | | |
|------------|----------|
| ① 導入部 | 第 1-2 P |
| ② ガイドライン本体 | 第 3-7 P |
| ③ ガイドライン後書 | 第 8 P |
| ④ 目録以外の事項 | 第 9-10 P |

なお、拙論には目録本文からの記入例が比較的多いが、先行論文からの再引用に際しては、必ず原文に遡って引用の正否を点検した。

2. 導入部・ガイドライン本体・同後書の要約およびコメント

a. 第1-2 P

Hyde は最初の二つの段落で、目録構築の困難さを次のように吐露する。

私は館長に選出されて目録が望まれていることを知るや否や準備を始めたが、完成まで2年で済むと思っていたところ、9年もかかってしまった。だが人は、標題紙を見てタイトルを書き上げるほど容易な仕事であろうか、と思うに相違ない。彼らは膨大な図書を点検してアルファベット順に排列する煩勞 (tedium) を殆ど考慮しない。一人の著者の多くの名前のどれを採用するか判断することはときに困難であり、特定の名前の統一は大きな出費と貴重な時間を要する。Thomas James がこれらの問題にしばしば甘い (lax) ことを過度に批判してはならない。私は自らが採用した方法と本目録で達成しようと試みた事柄について、簡略で予備的な考察を行なう。

b. 第3 P

ガイドライン本体に入って、先ず Hyde は各記入の構成について、次のように述べる。

著者全員を彼らの姓に従って単一のアルファベット順に置いた。ただし、確立された実務上の流儀があるときを除く。姓は全て大文字で表示し、その直下に書名を置き、出版年と出版地を添えた。これらが不明というしばしば生じる場合には、その状態をダッシュで示した。書架記号には学部を表す *Th.*, *Med.*, *Jur.*, *Art.* 等を用いた。

【コメント】本目録を構成する個々の記入のうち、おそらく最も短小と思われるものの一つを引用すると、次のようである (字体は忠実ではない。以下同じ)。

Mich. NEANDER.

Teologia Christiana. Lipsia 1595. 4°N. 6. Th. [1674年版]

姓名は一目で明らかなように1620年版に引き続き転置していない。次にこの例には、20世紀になって紆余曲折の道を辿ることになる責任表示の記録が存在しないが、内容の責任が複数の個人間で分担されていたり、各々が異なる役割を果たしていたりする図書の記入には、次のように責任表示が記録されている⁹⁾。

The 2 Noble Kinsmen, by Fletcher and Shakespear ... [1738年版]

The Tempest or the enchanted Island, a Comedy altered from Shakespear ... [同]

(標目は、各々John FLETCHER、John DRYDENで、両記入ともシェイクスピアからの参照がある。)

出版者は一般に記録されないが、例外的に責任表示の位置に **published by ...** と記録されている記入が見つかった（1674年版のフランシス・ベーコンの標目下）。

ページ数は後に述べるように合綴書の場合にのみ記録される。

注記は随所に概ね角括弧に包まれて記録されている。これのかなりの多くが、次例（下線は筆者）のように実際は著者でない個人に著者が帰されている図書における注記である¹⁰⁾。

John SMITH, Captain.

The Seaman's Grammar and Dictionary ... [He is called Capt. *Smith* in the Bottom of the Title-Page; which is false: for it was written by Sr John Smith; the Captain's Writtings being all of another Nature.] [1738年版]

当時はこの種の著作が少なくなかった模様である。Hyde は正しくないことを承知で、図書の表示において帰されていた個人をそのまま標目とした。これは現代のあくまで真実に基づく方針とは逆であるが、利用者が検索しやすいようにとの配慮に由来するのかもしれない。そうであるとすれば、これは後代の S. R. Ranganathan の著者標目論に通ずる¹¹⁾。

c. 第4P

ここで Hyde は個人著者や書名について、次のように詳説する。

一人の著者が偶々三四の名前を有しどれが姓なのか疑問がある場合、姓の外見をもつと思われるものを、各々アルファベットの別の位置に記録した。そして語 **see** を文字 **v** で表して参照とし読者を一方から他方へ指示した。明らかに無著者名の論争書 (**polemical books**) は、一般に対象である論敵の名の下に置き両者を併置して比較できるようにした。しかしながら、ほかのときは特定図書を望む読者が '**Anonymous**' という標目の下の膨大な記入を走り読みするのは際限がなく不便と思われるので、件名標目の下に置いた。著者の姓（名、父称も）や書名が版により変わり、注意深くない人にはそれらが相互に全く異なるように思われるときは、迷わないようにそれらを同一箇所位置付けた。綴りの不一致によって、[同一人の姓を] アルファベットの異なる位置に割り当てなければならないときは、いつも対象図書の位置へ指示した。同じことが、位階の上昇により新しい名前を採用する慣行から、二つの名前が生ずる著者にも生じる。

【コメント】同一個人が複数の名前をもつ場合、それらの間の差異は微小から顕著まで様々だが、『英米目録規則 第2版』（以下 AACR2）は、これを個人標目の形の決定過程の視点から次のように論理的に整序した（括弧内は刊行当時の条項番号）¹²⁾。

- ① 特定個人の複数の名前からの選択 (22.2)

↓

② 特定の名前の複数の形からの選択 (22.3)

↓

③ 特定の形の冒頭部分の選択 (22.4-11)

↓

④ 付加要素の決定 (22.12-20)

Hydeがこの第4 Pで扱ったのはこれらの内の過程② (ただし位階の上昇に伴う変更は過程①) であり、概ね同一個人名における微小な差異について述べ、顕著な差異に関しては第6 Pに譲っている。

この際、我々が予備知識としてもたなければならない当時の事情は、正書法が確立していなかったことである。同一の名前が統一されずまちまちに綴られていた。この現象に対して、Hydeは利用者が綴りの多様さに引きずられて別人と誤解しないように、同一箇所に入入を集中する方針を採った。Hyde自身が序文中に挙げている例の標目と参照を本文で確認すると、次のようである (seuとsiveはorの意) ¹³⁾。

Andr. CAPELLA, seu *Capilla*, sive *Capiglia* ... (標目)

CAPIGLIA, seu *Capilla*. v. A. *Capella* (参照)

位階の上昇に伴う変更、即ち時系列上の差異の例を引用すると、次のような参照 (旧名称) と標目 (新名称) によって表されている。 ¹⁴⁾

Ant. Ghisilerius. v. *PIUS V* (参照)

PIUS V, Papa; prius dictus [i.e. formerly called] Ant. *Ghisilerius*. (標目)

1674年版にはHydeが著者ばかりかタイトルの異同にも注意を払った痕跡がうかがえる。著者の場合と異なり統一標目を設定することはなかったが、彼自身が序文に挙げている例には、本タイトルの後に丸括弧に包んで異版の異なる書名を簡略に補記した記述が見受けられ ¹⁵⁾、彼には「著作」の概念があったと推測できる (RijkによればHydeは序文で著作にopusを図書にliberを当てて使い分けている ¹⁶⁾)。この傾向は1738年版にも見られ、古代ローマの作家オウィディウスの有名な「変身物語」の原語と複数言語訳の諸記入が、集中して言語別に排列されている ¹⁷⁾。

一方、書名に関しては、第6 Pで知られるように1605年版以来、依然として転記の原則は登場しない ¹⁸⁾。Rijkは同一書名に関して次のような例を紹介している ¹⁹⁾、これを見るとそれでも表示に忠実な方向へ進んでいる様子が見える。

A treatise of the Images of Christ, and of his Saints; and that it is unlauffull to breake

them, and lawful to honour them. [実際のタイトル]
Of the honouring of Images. [1620年版]
A Treatise conc. Images, that it is unlauffull to breake them, lawfull to honour them.
[1674年版]²⁰⁾

なお、論争書が多いのもこの時代の特色であったようで²¹⁾、目録には多くの論争書の記入が含まれているという。無著者名の論争書を論敵の名の下に置き両者を併置したことは、実質的に無著者名図書に標目に論争相手を選択したことであり、この方針を「関連名原則」²²⁾の始まりとみて良いかも知れない。最後に、文中の「件名標目」とは書名中のキーワードのことである。下例を参照。

LETTERS. v. *Cabala*.

The Prompters Pacquet, or Forms of Letters for severall occasions. *Lond.* 1612 ...
[1674 年版]
(v. *Cabala*.は、letters という語を含む書名の、個人著者による図書の標目への参照。)

d. 第5 P

Hyde はここで一転して話題を合綴書に移して、次のように述べる。

二三の完全な図書が合綴されている場合は、いつも各々のページ付けを記録した。これが無視されたとき、研究者に不便であることを一度ならず経験したものである。なぜなら彼らの探している著者名や書名が表紙にないと、彼らはその図書が中途のページにあることに殆ど注意せず、手渡された図書を即座に拒否する事態がしばしば生じたからである。

【コメント】 分かりにくい文を読み続けて来て、第5 Pへ入るとほっとさせられる。この合綴書に関する言説は読みやすく、ガイドラインはよく閲覧者の利用行動に対処している。合綴書は筆者の旧考の主要テーマだったが、そのとき紹介した1605年版中の段落記号(¶)は最早見られない。だが、次例のように各構成部分の先頭ページが明示されていて、分出機能が継承されていることを確認できる。

Guil. Eüs NEUHEUSER.

De sancto & summon Imperio Monarchico duplici, &c.
p.746 ...
Vera summi Imperii & omnium Regnorum conditio, &
Potestatis Originalis distinction. p.750. *Ibid.*
Judicium ad summi Imperii statum hodicrunum spectans.
p.751. *Ibid.* [1674 年版]

これは同一著者による著作の場合だが、異なる著者どうしの例は次のようである²³⁾。

Rich. BROUGHTON ...
Of the Division of England into Shires. [A little Scrap in the
45th page of Discourses, *written* by Antiquaries ...] ... 1720 ...
ANTIQUARIES
Collection of Curious discourses written by eminent Antiquaries ... 1720 ...
[1738 年版]

ちなみに、ボドリー図書館は合綴書そのものに対して、各構成部分の存在と範囲が利用者に一目で分かるように、ページの端に相互に異なる色付けを施していたという²⁴⁾。スペースや鎖を取り付ける費用を節約するためやむを得ず合綴した処置を、このように目録と現物との両面で補償したのである。

e. 第 6 P

Hyde は人名と書名の処理について、再度あまり脈絡なく以下のように述べる。第 4 P の続きと見ることができる。

ヘブライ語の図書は、書名を元来の文字で表示し各々に解釈や内容を添えた。若干のアラビア人の名前について校訂のための規定を用意した。説教が個々の図書に 2 以下であれば双方とも表示し、それ以上であれば *Several Sermons* という書名の下に簡略に含めた。同じく簡略さのため *Repett.* のように末尾の 2 文字で複数を表した。学術的な討論 (theses and disputations) はプラエセスの下に記入を作成した。私は明らかに偽装の、架空の、文字順が変わった著者名を解明したが、これらに関わる図書については、本名 (genuine name) の下の *vide* という語により、これらの隠蔽された名前へ案内した。

【コメント】書名に関してここで記述対象における表示を離れて人為的に記録する方法を述べている。なお、学術的な討論の標目をプラエセスとすることは、AACR2 まで続いた (同 21.27 Academic Disputations)。

さて、Hyde がこの第 6 P で取り上げた同一個人名における顕著な差異は、既述の AACR2 の決定過程における ①に該当する。1674 年版では、特定個人が本名と筆名の双方を使用している場合 (さらに筆名が複数のときもある)、これら全てを採用していて、決してどれか一つに集中させていない。微小あるいは中程度の差異の場合と比べて対照的である。Hyde 自身が序文で挙げているある著者の事例について本文を調査した結果を述べると、その人物による図書の全記入は、*Claudius Salmasius* という本名の下にだけでなく、実に 8 つの筆名の下に分属させられている。そして序文にあるように、本名からは全ての筆名へ参照が用意されている一方、各筆名には標目の脇に *i.e.* などの語句を冠して本名が記録されている。

また注目されるのは、イニシャルだけの個人名も標目の地位を与えられていることであ

る。例えば 1674 年版の文字 N の部の冒頭には、C. N. に始まり W. N. に終わる標目の下に 11 記入が排列されている。

以上の 2 点、即ち、本名と筆名を双方とも採用しそれらを参照等で結ぶこと、およびイニシャルだけの個人名をも標目とすることが、1674 年版で実行されていたという事実、筆者は複雑な思いを抱かざるを得ない。なぜならば、これらの規定は『英米目録規則 [第 1 版]』まで長らく存在せず、AACR2 に揃って登場したからである（詳しくは第 1 点はその 1988 年改訂版 22.2B2 *Separate bibliographic identities*）。どのような理由で消えどのような理由で復活したのか、興味をもたれるところである（本名・筆名の問題については筆者も考察した²⁵⁾）。しかも 1674 年版と AACR2 との間には、本名・フルネーム・1 個人当り 1 標目というリゴリズム（揶揄すれば出生証明書原則）の支配した時期があったことを思うと²⁶⁾、今さらながら個人標目の形に関する規定の、振幅の大きい歴史を思わずにはいられない。

f. 第 7 P

Hyde は、ガイドライン本体最後のこの段落に、これまで言及しなかった事項を述べる。大略は次のようである。

Lexica [私注—本文では *Lexicon*]、*Concordantiae*、*Jus*、*Concilia* 等のような一般的なキャプションの下に、頻繁に利用される多くの図書を掲示した。それ以外の図書は、人がそれから名称を派生させる (*from which they derived their names*) 地名または編者名の下に集めた。自らの注釈、注、見解を加えない限り訳者を標目とすることはごく稀であった。ファースト・ネームによって広く引用される古代の法律家が、本目録では我々の方法で首尾一貫するため、ラスト・ネームの下に見出されることに特に注意すべきである。この場合は名の位置にそれを記し、姓へ導く短い指示を置いている。少数の論著 (*tracts*) では、家族名が不明瞭で見つけにくいとの理由から父称が最善と思われた。近代言語等の図書において書名があまり洗練されていない場合、その欠点は著者に帰せられるのであって私にではない。

【コメント】ここでいわゆる形式標目が登場する。ボドリー図書館蔵書目録には、この種の標目が既に 1605 年版から登場している（筆者は旧論執筆時に見逃していた）。Eva Verona によると、1674 年版には序文中の 4 語に加えて *Catalogus*、*Pharmacopoeia*、*Statuta* がある²⁷⁾（ただし、彼女はこれらを *class heading* とよんでいる）。この種の標目の下には、著者が明らかな図書の記入も排列されているとの指摘があり²⁸⁾、筆者自身、次の記入を見出してこれを確認し得た。

LEXICON

(中略)

French Dictionary, by Cotgrave ... 1611 ...

(後略)

[1674 年版]

本目録は、訳者ではなく原著者を優先する方針を立てている一方、著者目録であるにもかかわらず著者より形式標目を優先しているわけである。「カテゴリー原則」²⁹⁾とも見られるが、辞典等の編纂者はいわば二次的著者であって本来の著者ではない、との見解に基づくのかも知れない。なお、統一タイトルのうち、“Laws, etc.”のように形式副標目の後身であるものは、RDAにおいて消滅したと見られる³⁰⁾。

第7Pでは地名にも言及があるが、これは後述のように団体出版物と強い関わりがある。

g. 第8P

Hyde は次のように述べて、ガイドラインを閉じる。

たまたま私が自ら述べた方法からはずれている場合があるとすれば、それは長い作業の間に必ずしも常に思い出したり記憶したりしていることが可能ではないからである。

3. 補遺

以上の要約やコメントから知られるように、序文では取り上げられず、我々が目録本文から読み取らなければならない、いわば不文律が少なくない。例えば、著者が複数の場合の責任表示の記録がそれであった。このほか同名異人の識別をどう表すかも述べられていない。この場合には付加要素として生没年はまだ登用されず、称号等が付加される。下の例は履歴をも含んで長々しい³¹⁾。

John SMITH, Fellow of St John's Coll. Oxon. and afterwards Minister at Reading.

John SMITH, sometime Fellow of St John's in Oxford, and afterwards Minister of Clavering in Essex. [1738 年版]

しかしながら、取り上げられていない項目中の最たるものは、団体出版物に付与する標目である。Verona はその団体標目に関する歴史研究において、1674 年版と 1738 年版に多くのページを割いて、団体の種類別に何が標目に選ばれているか分析している。それをごく簡単に紹介し Verona が挙げた例の一部を添えると、以下のようなものである³²⁾。

(1) 大学等の学校の出版物

公式名称中の地名またはそれから派生した形容詞、標目に採用された名称中の一般的な (generic) 名詞、所在地。COLONIA AGRIPPINA (ドイツのケルンの古名)

(2) 文芸・学術協会 (literary and learned societies) により刊行された (issued) 出版物 1674 年版、1738 年版ともこの種の出版物は少ない。The SOCIETY IN EDINBURGH

(3) 政府機関 (civic authorities³³⁾) の公式出版物

刊行団体名に対応する地名、所在地、当該団体名。ほかに条約の締結地、形式標目。

HISPANIA

(4) 宗教団体によって刊行された出版物

刊行団体名に対応する地名、所在地、団体名がそれから派生した地名、団体名。ほかに会議の開催地。JESUITA & Societas JESU

Verona は 4 種類の出版物を通して書名 (キーワード) 記入が見られること、および政府機関の公式出版物と宗教団体によって刊行された出版物において、地名標目が優勢であると述べる。地名以外の部分が一般的な語句のみの団体標目において、地名をどう位置付けるかは、20 世紀になって大問題となる争点である。

さて、序文で取り上げられてはいるものの、何か隔靴搔痒の感があるテーマもある。無著者名図書がそれである。序文から無著者名図書に関する方針をまとめると、次のようになるのではないか。①通常は書名中の重要な語の下に、ただし②広く使用される著作は形式標目の下に、③それほど使用されない著作は地名または編者の下に、④論争書は論争提起者の下にそれぞれ記入する。なお、標題紙に名前が表示されていないが、それが判明すれば、無著者名図書として扱わずその下に記入されることが次例³⁴⁾から明らかである (下線は筆者)。再び Ranganathan と対比すれば、これは標題紙上の表示を尊重した彼の主張と正反対である³⁵⁾。

Tho. WAGSTAFF.

An Answer to Dr Sherlock's Vindication of the Case of Allegiance. [Anonym.] ...

[1738 年版]

なお、伝記に関して、ある論者が 1674 年版は主題 (被伝者名) を標目に採用しているというが³⁶⁾、筆者が目録中に見つけた次の記入によればそれは誤りであって、別の論者が著者名を標目に採用しているというのが正しい³⁷⁾。おそらく著者不明の伝記の場合に限って、主題を表す語、即ち被伝者名を標目に採用しているのではないだろうか (ただし証拠となる記入は発見できていない)。

A. B.

The life of Thomas Becket ... 1619 ...

[1674 年版]

4. 終りに

1738 年版の編者 Thomas Hearne は、1674 年版の改訂に際して本文を実物と照合した結果、多くの訂正を行い参照を追加しなければならなかったと述べ、また多数の執筆者の名前を明らかにしたともいう³⁸⁻³⁹⁾。筆者の管見からも、彼の参照に関する言及について

は、前章に引用した伝記において、被伝者 (Thomas Becket) より著者標目 (イニシャル) へ向かう参照が見当たらないのは腑に落ちない点から、同意できるように思う。次に、同時代の著名な古文書学者でボドリー図書館に勤務したこともある Humfrey Wanley は、1674 年版の多くの判断の誤り、不注意、無視を嘆いたといわれる⁴⁰⁾。しかしながら、これら Hyde の身の専門家をよそに学界や館界では極めて高い評価を得たうえ⁴¹⁾、名声はヨーロッパ大陸にも及び、マザラン文庫では自館の蔵書目録を作成することなく利用者に 1674 年版を使わせたという⁴²⁾。

さて、遙か 20 世紀になって Julia Pettee は、序文を「Hyde は私には近代目録法の第一原理、即ち、カタログは文献単位を認識しそれを単一の見出しの下に集めなければならない、という原理を公式化した人のように思われる。」と高く評価した⁴³⁾。だが、Verona は「Hyde は文献単位を本当に確認したのではなく、ある著者の著作 (中略) を統一標目の下に集めたにすぎない」と否定し⁴⁴⁾、Frost もそれに同意している⁴⁵⁾。この評価の相違には Pettee が使用した「文献単位 (literary unit)」の曖昧さが絡んでいるとも言われ⁴⁶⁾、事情は錯綜している。当該論文が目録研究史上の重要な存在であることから、これは独立に取り上げるのが適切と考えここではこれ以上踏み込まない。

最後に、1674 年版と 1738 年版をまとめて概評を加え拙論を終わりたい。まず正書法が未確立で綴りが不統一だった状況のなかで、利用者が綴りの多様さに目を奪われて別人と誤解しないように、特定の綴りの標目に記入を集中する方針を採ったのは賢明であった。その一方で本名・筆名間の選択の問題については、両者並立の上で相互参照によりそれらを結ぶ方式を採用した点も妥当である。さらに合綴書の処理も遺漏がない。他面、団体出版物の標目に関して、団体名、地名等の使い分けに何も言及していないのは全くもの足りない。全体として、著作と図書館の区別および記入間の関連の重視が、Lubetzky の理論や FRBR への長い歩みの開始とみなすことができるなど、近現代の目録法における論点が既に多く姿を現している、といえる。これは旧論執筆時の感想と共通であり、今さらのように目録法は“old game⁴⁷⁾” であるとの感を深くする。

注 (最新アクセス日 2018/02/27)

1) 古川肇「英国中近世の二つの目録－英米目録史の断面 1－」『資料組織化研究-e』70(2017.4): 18-26.

<<http://techser.info/wp-content/uploads/2017/04/303f924b601c2f19b4d84b52d620828a.pdf>>

2) Catalogus universalis librorum in bibliotheca Bodleiana. 1620. xxiii,539,36p.

<https://books.google.co.jp/books?id=sGw_tH1uAHkC&pg=PA293&lpg=PA293&dq=catalogus+universalis+librorum+in+bibliotheca+bodleiana&source=bl&ots=zIFpsdfXUm&sig=ENoSBgYgDU013k35MyuCFxS5mrE&hl=ja&sa=X&ved=0ahUKEwjF4-eelNjQAhXEErWkHXqMC38Q6AEIjAB#v=onepage&q=catalogus%20universalis%20librorum%20in%20bibliotheca%20bodleiana&f=false>

3) Bodleian Library. Catalogus impressorum librorum bibliothecae Bodlejanae in academia Oxoniensi.

1674. 2 vols. <https://books.google.co.jp/books?id=WW9EAAAaAAJ&pg=RA21-PP2&lpg=RA21-PP2&dq=catalogus+impressorum&source=bl&ots=5x2-NHoB8b&sig=40DOS9Tc67nA_jCqXeZn2YNPTJY&hl=ja&sa=X&ved=0ahUKEwjKr8D9xbHXAhUDObwKHVzkBvsQ6AEIVzAI#v=onepage&q=catalogus%20impressorum&f=false>

- 4) Frost, Carolyn O. "The Bodleian Catalogs of 1674 and 1738: An Examination in the Light of Modern Cataloging Theory," *Library Quarterly* 46(3) (1976.7): 250.
- 5) Bodleian Library. *Catalogus impressorum librorum bibliothecae Bodlejanae in academia Oxoniensi. 1738.* 2 vols. <<https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=nyp.33433000289870;view=1up;seq=8>>
- 6) Rijk, E. de. "Thomas Hyde, Julia Pettee and the Development of Cataloging Principles; with a Translation of Hyde's 1674 Preface to the Reader," *Cataloging & Classification Quarterly* 14(2)(1992.10): 49-55.
- 7) 前掲4 p. 248-270.
- 8) 前掲6 p.55-60.
- 9) 前掲4 p.257.
- 10)前掲4 p.264.
- 11)森耕一「個人著者標目について」『図書館界』16(1)(1964.5): 14.
- 12)RDAではなぜか①と②の順序が逆になってしまった一方 (9.2.2.5と9.2.2.6)、「日本目録規則 2018年版」(仮称) 全体条文案はAACR2に従っている (#6.1.3.1と#6.1.3.2)。
- 13)前掲6 p.58.
- 14)前掲6 p.59.
- 15)前掲6 p.52.
- 16)前掲6 p.47.
- 17)前掲4 p.259.
- 18)前掲1 p.22.
- 19)前掲6 p.60.
- 20)unlauffullもlawfullも目録本文からの忠実な転記である。
- 21)Hydeのほぼ同時代人であるGabriel Naudé (1600 – 1653) が、その著において、立場の異なる双方の著作を集め論争の是非は読者の判断に任せるべきである、と主張したのは、この著作事情を踏まえてのことであろうか。
- 22)C. Sumner Spalding著 阿刀田高訳「基本記入: 原則と原則違反」『現代の図書館』6(3)(1968.9) p.128 [原文 "Main Entry: Principles and Conter-Principles," *Library Resources & Technical Services*, 11(4)(Fall 1967): 389-396.] 英米の目録規則は、基本記入標目の選択に関して、著者原則を基本としながら、それを書名原則・カテゴリ原則・関連名原則によって補っていると論じた論文。なお、Lubetzkyの後 Spaldingがgeneral editorを務めて完成させたAACR1には、確かにカテゴリ原則による形式副標目が存在していたが、AACR2においてそれらは統一タイトルへ移されるなどして、もはやこの原則に立脚する規定は姿を消したと見てよい。

- 23)前掲4 p.261.
- 24)Gibson, Strickland. *Some Oxford Libraries*. 1914. p.73.
- 25)古川肇「ゴーマンと『英米目録規則』—ゴーマンの標目論とその影響—」『整理技術研究集録』
2(2000.3) p.8-9. <<http://josoken.digick.jp/pub/shuroku2hurukawa.pdf>>
- 26)同上 p.8.
- 27)Verona, Eva. “Form Headings in Catalogues of the Past and Present.” *Library Resources and Technical Services*. Fall, 1962. p.297. <<http://downloads.alcts.ala.org/lrts/lrtsv6no4.pdf>>
- 28)前掲6 p.59
- 29)前掲22 p.129.
- 30)古川肇「2016年におけるRDA改訂項目—改訂最終草案に見る—」『資料組織化研究-e』69(2016.10)
p.20-21 <<http://techser.info/wp-content/uploads/2016/10/69-20161027-2-PB.pdf>>
- 31)前掲4 p.253.
- 32)Verona, Eva. “A Historical Approach to Corporate Entries,” *Libri* 7(1956): 5-21.
- 33)Verona は同上13ページで、civic authoritiesを「国、州、町、またはそれらに従属する様々な部局、
機関、委員会等の団体」と説明している。
- 34)前掲4 p.263.
- 35)前掲11 同ページ
- 36)Norris, Dorothy May. *A History of Cataloguing and Cataloguing Methods, 1100-1850*. 1939. p.152.
- 37)澁川雅俊『目録の歴史』 1985 p.131.
- 38)前掲4 p.266.
- 39)前掲36 p.154.
- 40)前掲4 p.268-269.
- 41)前掲27 p.298.
- 42)前掲27 p.312. この文庫の司書であったNaudéの、「作らねばならぬもつとも必要なものは、図書館
にあるすべての本の（中略）目録であって」（『図書館設立のための助言』藤野幸雄監訳 2006 p.87）と
いう言葉との、あまりにも大きな隔たりをどのように理解すればよいのであろうか。
- 43)Julia Pettee著 鈴木賢祐訳「著者記入法発展史論」『図書館研究』13(1)(1940): 11 [原文初出：“The
Development of Authorship Entry and Formulation of Authorship Rules as Found in the
Anglo-American Code,” *Library Quarterly* 6(3)(1936.7): 270-290. 再出：*Foundations of Cataloging*.
1985. p.75-89.] 邦訳からの引用に当たっては、語句・表記とも大きく改変させていただいた。
- 44)Eva Verona著 森耕一訳「文献単位と書誌的単位」『目録と分類の理論』1993 p.100 [原文 “Literary
Unit versus Bibliographical Unit,” *Libri* 9(2) (1959): 79-104.]
- 45)前掲4 p.258.
- 46)前掲6 p.32-48.
- 47)*New Rules for an Old Game : Proceedings of a Workshop on the 1967 Anglo-American Cataloguing
Code ...* 1967. 175 p.

(ふるかわ はじめ)
(2018年2月28日受付)
(2018年3月26日受理)